

野村新興国株式インデックスファンド

(確定拠出年金向け)

運用会社：野村アセットマネジメント

ファンドの主な特色

- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- 新興国株式マザーファンドを主要投資対象とします。

※ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・ドルベース)をもとに、運用会社が円換算したものです。
MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

<運用方針>

- 新興国の株式(DR(預託証券)※を含みます)を実質的な主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
※ Depository Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- 株式の実質組入れ比率は高位を保つことを基本とします。
- 実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<主な投資制限>

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ファンドの概要

- 信託設定日 …………… 2008年7月30日
- 買付価額 …………… 取得申込日の翌営業日の基準価額
- 買付単位 …………… 1円以上1円単位
- 信託期間 …………… 原則無期限
- 販売手数料 …………… ありません。
- 信託報酬 …………… 純資産総額に対して年率0.6048%(税抜年率0.56%)
この他、ファンドの監査費用、ファンドの借入金利息、ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から差引かれます。
- 信託財産留保額 …………… ありません。
- 決算および収益分配 …… 年1回の決算時(原則5月10日。同日が休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき分配します。なお収益分配金は直接支払われず自動的に再投資されます。
- 解約価額 …………… 解約申込日の翌営業日の基準価額
- 買付・解約不可日 …………… 下記の条件のいずれかに該当する日には、買付や解約の申込は受付できません。
・申込日当日またはその翌営業日が香港取引決済所の休業日と同日付の場合
・申込日当日が5月3日の前営業日または前々営業日に該当する場合
・申込日当日が12月31日の前営業日または前々営業日に該当する場合
- 受託会社 …………… 野村信託銀行
- 販売会社 …………… 野村証券

主なリスクおよび留意点

- 当ファンドは、マザーファンドの投資等を通して、株式等の値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本や利回りが保証されている商品ではありません。また預金や保険契約等と異なり、預金保険制度や保険契約者保護機構等の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。
- 株価変動リスク
当ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動の影響を受けます。特に当ファンドが実質的に投資を行う新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
- 為替変動リスク
当ファンドは、実質組入れ外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも予想されます。
* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向、不慮の出来事等の場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 当ファンドが実質的に組入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 当ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、当ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

持ち分の計算方法

加入者毎の当ファンドにおける個人の持ち分（個人別管理資産額）は1口あたりに換算した基準価額に保有口を乗じた額になります。（コールセンターやインターネットサービスで確認できます）